

# 町の掲示板

## 住民課

☎932-1467 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線117)

### 大学などへの進学のため、他市町村への転出が決まったら

須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により、須恵町から他市区町村に住民票を移す場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

#### ▶学生用保険証とは

須恵町に住所のない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証を使うことができず、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。

ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。

(学生用保険証を使用できるのは、学生である期間のみです。)

#### ▶手続きに必要なもの

転出届を提出する前に、次のものをご持参のうえ、住民課で手続きを行なってください。

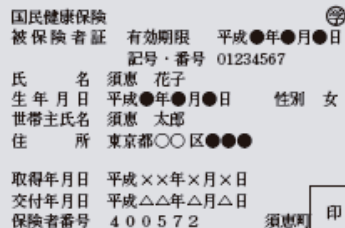
①学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書)

②今までの国民健康保険証

#### ※学生用保険証をお使いの人へ

学生用保険証(右上に㊟がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。

学生用保険証をお持ちで、今年3月に卒業予定の人がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中旬にお送りしています。必要書類をご確認のうえ、速やかにお手続きください。



## 住民課

☎932-1467 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線115・117)

### 入院した時の食事代が変わりました

平成28年4月1日から、入院した時の食事代の自己負担額が変わりました。

入院した時の食事は、1食当たり640円と決められており、これまでは640円のうち、260円が患者さんの自己負担額でした。平成28年4月1日からは、在宅療養の患者さんとの公平性を図る観点から、自己負担額が1食当たり360円に変更となりました。

※住民税非課税世帯の人が入院される場合は、加入している健康保険で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付手続きをしてください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提示すると、食事代が減額されるので、これまでの自己負担額と変わりません。

#### 入院した時の食事代の標準負担額 (1食当たり)

負担区分	食事代 (1食)	
住民税課税世帯 (下記以外の人)	360円	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

## 4月の納税

町税、国民健康保険料の納付はお済みですか？お済みでない人は、早めの納付をお願いします。

## 町の人口

人口

平成28年2月29日現在 ( ) = 前月比

2万7692人 (+35)

男性: 1万3581人 (+32) 女性: 1万4111人 (+3)

世帯数

1万979戸 (+30)

## 住民課

☎932-1467 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線115)

### 平成28年度 国民年金保険料学生納付特例の申請受付が始まります

20歳になると国民年金保険料を納めなければなりません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。

4月から平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

#### 学生納付特例を申請するメリット

- ①在学期間中に、けがや病気で障がいが残った際に、障害基礎年金を請求することができます。
- ②老齢年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

#### ※ご注意ください

- ・学生納付特例は、**免除ではなく、納付を猶予する制度**なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額に反映されません。年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。
- ・前年度に申請した人も、毎年申請が必要ですので、必ず申請をしてください。
- ・学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

#### ▶必要なもの

学生証(もしくは在学証明書)、年金手帳、認印(代理人が申請する場合)

**過去2年間で申請していなかった人は、今すぐ申請してください!**

平成26年度、平成27年度の申請をしていなかった人は、当時学生だったことが証明できるもの(学生証や在学証明書、卒業証書など)を持って、今すぐ手続きをしてください。

## 健康福祉課

☎932-1493 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線137)

### 食生活改善推進員養成教室生募集

栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。教室終了者は、須恵町より食生活改善推進員に委嘱し、ボランティアで地域の皆さんの健康づくりに協力していただきます。現在、170人の推進員(ヘルスメイト)が活動されています。

教室開催時は、託児室も設けますので、お子様連れでお気軽にご参加ください。

なお、託児数に限りがありますので、託児の申し込みが多数の場合は、ご相談させていただきます。

#### ▶日時

平成28年6月～平成29年3月の第3木曜日 10時～14時

※開講式 6月15日(水)

(開講式のみ第3水曜日)

▶場所 保健センター 2階

▶対象者 町内在住者 20人

▶受講料 無料

▶申込締切 5月20日(金)

詳しくは、健康福祉課までお尋ねください。

## まちづくり課

☎932-1153 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線347)

### 平成28年経済センサス-活動調査を行います

総務省と経済産業省は、6月1日現在で、「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。

経済センサス-活動調査は、全国すべての企業や事業所を対象に、売上金額や費用などの経理項目を調査し、企業や事業所の経済活動の状況を明らかにすることを目的としています。皆さんの調査へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

